

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 6 月 26 日（金）第 731 号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

- 指定希少野生動植物の指定案 (自然保護課取扱い) 1
- 指定外来動植物の指定案 (自然保護課取扱い) 2
- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 3
- 保安林の指定予定の通知（4件） (森づくり推進課取扱い) 3
- 肥料の登録 (経営技術課取扱い) 5
- 肥料の登録の有効期間の更新 (経営技術課取扱い) 5
- 肥料の登録の失効 (経営技術課取扱い) 6
- 土地改良区の役員の就退任の届出 (農地整備課取扱い) 6
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農地整備課取扱い) 7
- 県営土地改良事業の工事の完了（5件） (農地整備課取扱い) 7
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 8

公

告

- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 8

公 安 委 員 会 公 告

- 警備業施設警備業務 1 級及び同 2 級並びに警備業空港保安警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告 (生活安全企画課取扱い) 8

告 示

鹿児島県告示第394号

鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例（平成15年鹿児島県条例第11号）第9条第1項の規定による指定希少野生動植物の指定をしたいので、その指定の案を次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定する希少野生動植物

分 類	種 名（和名）	種 名（学 名）	科 名
植 物	バイカイカリソウ	<i>Epimedium diphyllum</i>	メギ科

2 指定の理由

当該種は、個体数の著しい減少、生育地の減少、生育環境の著しい悪化及び過度の採取によりその存続に支障を来すおそれがあり、特に保護を図る必要があるため

3 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

利害関係人は、令和 8 年 6 月 26 日から同年 7 月 10 日までの間に、知事に指定の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課（鹿児島市鴨池新町10番1号）

鹿児島県告示第395号

指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例（平成31年鹿児島県条例第24号）第7条第1項の規定による指定外来動植物の指定をしたいので、その指定の案を次のとおり告示する。

令和8年6月26日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定する外来動植物

外来動植物の種類	取扱いを規制する地域	適切な飼養等の方法	適合飼養等施設
コカナダモ（ <i>Elodea nuttallii</i> ）	県内全域	(1) 自己の占有地又は管理地内であつて、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 周辺に自然分布する植物群落との連続性を持たない又は持つおそれがない場所で飼養等を行うこと。 (4) 地下茎の断片、根茎部、種子等の混入のおそれのある栽培土等を野外に捨てないこと。	指定外来動植物に係る適合飼養等施設の基準（令和元年10月29日鹿児島県告示第461号。以下「適合飼養等施設の基準」という。）に定める移動用施設、水槽型施設等、人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかの施設
ハゴロモモ（フサジユンサイ）（ <i>Cabomba caroliniana</i> ）	県内全域	(1) 自己の占有地又は管理地内であつて、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 周辺に自然分布する植物群落との連続性を持たない又は持つおそれがない場所で飼養等を行うこと。 (4) 地下茎の断片、根茎部、種子等の混入のおそれのある栽培土等を野外に捨てないこと。	適合飼養等施設の基準に定める移動用施設、水槽型施設等、人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかの施設
ナガミヒナゲシ（ <i>Papaver dubium</i> ）	県内全域	(1) 自己の占有地又は管理地内であつて、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 周辺に自然分布する植物群落との連続性を持たない又は持つおそれがない場所で飼養等を行うこと。 (4) 地下茎の断片、根茎部、種子等の混入のおそれのある栽培土等を野外に捨てないこと。	適合飼養等施設の基準に定める屋内栽培施設又はほ場型施設のいずれかの施設
コンテリクラマゴケ（ <i>Selaginella uncinata</i> ）	県内全域	(1) 自己の占有地又は管理地内であつて、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。	適合飼養等施設の基準に定める屋内栽培施設又はほ場型施設のいずれかの施設

		況の確認及び適合飼養等施設の保守 点検を定期的に行うこと。 (3) 周辺に自然分布する植物群落との 連続性を持たない又は持つおそれ ない場所で飼養等を行うこと。 (4) 地下茎の断片、根茎部、種子等の 混入のおそれのある栽培土等を野外 に捨てないこと。	
--	--	---	--

2 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

利害関係人は、この告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事の指定の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課（鹿児島市鴨池新町10番 1 号）

鹿児島県告示第396号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 8 年 6 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

南さつま市加世田津貫字勝壽庵6113番、字大迫6126番

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第397号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 8 年 6 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

薩摩郡さつま町永野字杉ノ本4899番 5

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第 398 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 8 年 6 月 26 日

鹿児島県知事 塩田 康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩郡さつま町二渡字伯耆ノ本 2998 番、2998 番 2
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第 399 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 8 年 6 月 26 日

鹿児島県知事 塩田 康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
出水郡長島町川床字桑鶴 1349 番 3、1355 番 5（次の図に示す部分に限る。）、1355 番 8
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字桑鶴 1349 番 3・1355 番 5（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、1355 番 8
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第 400 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林

として指定する予定である旨の通知があった。

令和8年6月26日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

阿久根市大川字松岡4969番・4969番2・4971番・4971番3・4971番4（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、4971番5

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第401号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

令和8年6月26日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1377号	令和8年6月16日	令和14年6月15日	加工家さんふん肥料	a c m e	窒素全量 2.5 りん酸全量 3.3 加里全量 3.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとお	株式会社原村ファーム	出水市高尾野町大久保5313番地5

鹿児島県告示第402号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和8年6月26日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1307号	令和14年7月8日	肉骨粉	S F K チキンミール	窒素全量 9.0 りん酸全量 5.0	その他の制限事項は公定規格のとお	サンテグレ株式会社	曽於市末吉町南之郷158番地
鹿児島県肥第1308号	令和14年7月8日	肉骨粉	S F K 肉骨粉	窒素全量 9.0 りん酸全量 5.0	その他の制限事項は公定規格のとお	サンテグレ株式会社	曽於市末吉町南之郷158番地

鹿児島 県肥第 1309号	令和14年 7月8日	肉かす粉 末	S F K 肉 かす粉末	窒素全量 10.0	その他制限事項は公 定規格のとおり	サンテグ レ株式会 社	曾於市末 吉町南之 郷 158 番 地
---------------------	---------------	-----------	-----------------	-----------	----------------------	-------------------	------------------------------

鹿児島県告示第403号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

令和 8 年 6 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番 号	肥料の種 類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生 産 業 者		失効年月 日
					氏名又は名称	住 所	
鹿児島 県肥第 1200号	魚かす粉 末	6－10魚か す粉末	窒素全量 6.0 りん酸全量 10.0	該当なし	株式会社窪田 商店	鹿児島市城 南町19番10 号	令和 8 年 6 月 10 日
鹿児島 県肥第 1202号	魚かす粉 末	5019魚骨粉	窒素全量 5.0 りん酸全量 19.0	該当なし	株式会社窪田 商店	鹿児島市城 南町19番10 号	令和 8 年 6 月 10 日

鹿児島県告示第404号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、東串良町林田土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 8 年 6 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 稲村 照隆 肝属郡東串良町岩弘2062番地 2
 理事 岩下 廣喜 肝属郡東串良町池之原2011番地 1
 理事 牧住 浩昭 肝属郡東串良町川西2155番地
 理事 有村 淳一 肝属郡東串良町川東760番地
 理事 久保田義春 肝属郡東串良町川東1202番地 2
 理事 大村 教男 肝属郡東串良町新川西4937番地
 理事 小村 一国 肝属郡東串良町新川西1484番地
 理事 今村 保 肝属郡東串良町川東3588番地
 理事 内村 初子 肝属郡東串良町川西2761番地 1
 監事 西中須 修 肝属郡東串良町池之原2752番地 2
 監事 有留 重信 肝属郡東串良町川西1501番地
 監事 小牧 清人 肝属郡東串良町川東1415番地
 （任期 令和 8 年 4 月 1 日から令和12年 3 月 31 日まで）

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 稲村 照隆 肝属郡東串良町岩弘2062番地 2
 理事 前田 龍二 肝属郡東串良町岩弘2161番地
 理事 岩下 廣喜 肝属郡東串良町池之原2011番地 1
 理事 外園 亨 肝属郡東串良町新川西5637番地
 理事 有村 淳一 肝属郡東串良町川東760番地
 理事 久保田義春 肝属郡東串良町川東1202番地 2
 理事 大村 教男 肝属郡東串良町新川西4937番地
 理事 今村 保 肝属郡東串良町川東3588番地
 理事 内村 初子 肝属郡東串良町川西2761番地 1
 監事 西中須 修 肝属郡東串良町池之原2752番地 2
 監事 有留 重信 肝属郡東串良町川西1501番地

監事 小牧 清人 肝属郡東串良町川東1415番地

鹿児島県告示第405号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、令和 8 年 6 月 1 日付けで東串良町林田土地改良区の定款の変更を認可した。

令和 8 年 6 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第406号

土地改良事業県営ふるさと農道緊急整備（農道整備）野添地区の工事は、平成11年 3 月 29 日に完了した。

令和 8 年 6 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第407号

土地改良事業県営ふるさと農道緊急整備（農道整備）指江地区の工事は、平成11年 3 月 30 日に完了した。

令和 8 年 6 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第408号

土地改良事業県営老朽ため池整備（農業用排水施設整備）山寺地区の工事は、平成12年 3 月 29 日に完了した。

令和 8 年 6 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第409号

土地改良事業県営地域ぐるみため池再編総合整備（農用地保全）下世美地区の工事は、平成 21 年 3 月 4 日に完了した。

令和 8 年 6 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第410号

土地改良事業県営ため池整備（農用地保全）筒田地区の工事は、平成24年 3 月 28 日に完了した。

令和 8 年 6 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

大隅地域振興局告示第27号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 8 年 6 月 26 日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事 業 所		申 請 者			指定年月 日	障害児通 所支援の 種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
みらい大崎校	曾於郡大崎町假 宿1545番地 3	e－環強合同会社	志布志市志布志 町帖3586－ 1	尖 信一	令和 8 年 6 月 15 日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ

						ス
--	--	--	--	--	--	---

大隅地域振興局告示第28号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和8年6月26日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
生活介護事業所リタ	志布志市志布志町安楽1359番地41	株式会社季	志布志市志布志町安楽1359番地41	坊地 未帆	令和8年6月15日	生活介護

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年6月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
（2工区）

南九州市穎娃町牧之内字石切場9309番3の一部、9311番2の一部、9311番5の一部、9311番8の一部、9311番10及び9309番3地先道路の一部並びに宇石切場西9408番の一部、9409番1の一部、9410番1の一部及び9411番の一部

- 2 公共施設の種類の、位置及び区域

道路 南九州市穎娃町牧之内字石切場9311番2の一部、9311番8の一部及び9311番10

- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

南九州市穎娃町牧之内9325番地

松元機工株式会社

代表取締役 松元雄二

公安委員会公告

警備業施設警備業務1級及び同2級並びに警備業空港保安警備業務1級及び同2級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業施設警備業務1級及び同2級検定並びに警備業空港保安警備業務1級及び同2級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和8年6月26日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

- 1 検定の種別及び級の区分

- (1) 施設警備業務1級
(2) 施設警備業務2級
(3) 空港保安警備業務1級
(4) 空港保安警備業務2級

- 2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

ア 施設警備業務1級

(ア) 学科試験

令和8年9月30日（水）午前9時から午前11時まで

(イ) 実技試験

令和8年10月15日（木）午前9時から午後5時まで

イ 施設警備業務2級

(ア) 学科試験

令和8年9月30日（水）午前9時から午前11時まで

(イ) 実技試験

令和8年10月14日（水）午前9時から午後5時まで

ウ 空港保安警備業務1級

(ア) 学科試験

令和8年9月30日（水）午前9時から午前11時まで

(イ) 実技試験

令和8年10月29日（木）午前9時から午後5時まで

エ 空港保安警備業務2級

(ア) 学科試験

令和8年9月30日（水）午前9時から午前11時まで

(イ) 実技試験

令和8年10月28日（水）午前9時から午後5時まで

オ 検定当日の受付時間

午前8時30分から午前9時まで

(2) 実施場所

ア 学科試験

鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）

イ 実技試験

(ア) 施設警備業務1級及び同2級

鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）

(イ) 空港保安警備業務1級及び同2級

宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙2559番地1）

(3) 受検定員

いずれの検定も30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、申請の受付先着順とする。）

3 検定の受検資格

(1) 施設警備業務1級

鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員のうち、次のいずれかに該当する者

ア 施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 鹿児島県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 施設警備業務2級

鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員

(3) 空港保安警備業務1級

鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員のうち、次のいずれかに該当する者

ア 空港保安警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 鹿児島県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(4) 空港保安警備業務2級

鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員

4 検定の方法及び内容

(1) 施設警備業務1級

ア 学科試験

- ㏍ 警備業務に関する基本的な事項
- ㏎ 法令に関すること。
- ㏓ 警備業務対象施設における保安に関すること。
- ㏔ 施設警備業務の管理に関すること。
- ㏕ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- ㏍ 警備業務対象施設における保安に関すること。
- ㏎ 施設警備業務の管理に関すること。
- ㏓ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務2級

ア 学科試験

- ㏍ 警備業務に関する基本的な事項
- ㏎ 法令に関すること。
- ㏓ 警備業務対象施設における保安に関すること。
- ㏔ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- ㏍ 警備業務対象施設における保安に関すること。
- ㏎ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 空港保安警備業務1級

ア 学科試験

- ㏍ 警備業務に関する基本的な事項
- ㏎ 法令に関すること。
- ㏓ 乗客等の接遇に関すること。
- ㏔ 手荷物等検査に関すること。
- ㏕ 空港に関すること。
- ㏖ 空港保安警備業務の管理に関すること。
- ㏗ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- ㏍ 乗客等の接遇に関すること。
- ㏎ 手荷物等検査に関すること。
- ㏓ 空港保安警備業務の管理に関すること。
- ㏔ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(4) 空港保安警備業務2級

ア 学科試験

- ㏍ 警備業務に関する基本的な事項
- ㏎ 法令に関すること。
- ㏓ 乗客等の接遇に関すること。
- ㏔ 手荷物等検査に関すること。
- ㏕ 空港に関すること。
- ㏖ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急

の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 乗客等の接遇に関すること。
- (イ) 手荷物等検査に関すること。
- (ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

令和8年7月13日（月）から同月24日（金）まで（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第1条の県の休日を除く。）

イ 時間帯

午前8時30分から午後4時まで

(2) 提出書類

ア 施設警備業務1級

- (ア) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第9条の検定申請書（検定規則別記様式第1号。以下「検定申請書」という。） 1通
- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1通
- (エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1通
- (オ) 施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(1)のイに該当する場合に限る。） 1通
- (カ) 施設警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(1)のイに該当する場合に限る。） 1通

イ 施設警備業務2級

- (ア) 検定申請書 1通
- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1通
- (エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1通

ウ 空港保安警備業務1級

- (ア) 検定申請書 1通
- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1通
- (エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1通
- (オ) 空港保安警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面

（3の(3)のアに該当する場合に限る。） 1通

(カ) 空港保安警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(3)のイに該当する場合に限る。） 1通

エ 空港保安警備業務2級

(ク) 検定申請書 1通

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

(ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1通

(エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1通

(3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

受検者が鹿児島県内に住所を有する場合におけるその者の住所地又は受検者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。

6 検定手数料

(1) 施設警備業務1級及び同2級並びに空港保安警備業務1級及び同2級ともに、16,000円（16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）

(2) 検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

7 その他

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(2) 受検に際しては、筆記用具を持参し、実技試験においては、室内用運動靴を持参すること。

(3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。

(4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条の成績証明書を交付する。

8 本検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）